

法令遵守責任者と 業務管理体制について

(令和 7 年度 障害福祉サービス事業者等集団指導)

業務管理体制の整備に関する届出

平成24年4月1日からの法改正により、指定事業者は、不正事案の未然防止の観点から、障害者総合支援法の根拠条文ごとに、事業運営の適正化を図るための業務管理体制（法令等順守体制）を整備し、届け出ることとなっています。

業務管理体制の整備については、**事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること**、開設する事業所等の数に応じて、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

届出書の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等届出事項	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 〃主たる事業所の所在地 〃代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(※1)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(※2)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(※1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(※2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

詳細は、京都市情報館「業務管理体制の整備に係る届出について（ページ番号179921）」参照

法令遵守責任者の主な役割

法令遵守責任者は、法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。

主に、事業者（法人）内の法令遵守（※）を徹底するために必要な事項が、取り組みの中心となります。

※障害者総合支援法、労働関係法令、消防関係法令、個人情報保護法等の関連法令

法令遵守責任者の業務の例

○法令遵守に関する規程等の整備

- ◆ 業務運営における法令遵守のための具体的なルールや手順を定める。（法令遵守責任者の役割及び業務内容の決め方について検討する。）
- ◆ 法令遵守責任者の役割及び業務内容等を適切な過程を経て定める。

○法令遵守に関わる情報収集

- ◆ 法令遵守関連情報の収集、法的知識の蓄積等を行う。

○職員（関係者）への周知

- ◆ 法令遵守関連の情報を、定期的（又は随時）に管理者、職員等へ伝達・周知する。

○法令遵守状況の確認

- ◆ 人員基準の遵守状況、事業における内部規定の遵守状況（各マニュアルの遵守状況）、職員における内部規定の理解状況等の確認を実施し、必要に応じた対策（各マニュアルの更新・ブラッシュアップや研修の実施等）の遂行に注力する。

法令遵守責任者に関わる検査と指導

京都市では、法令遵守責任者の役割やその業務の状況について、指導及び検査を実施している。

運営指導

京都市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針に規定

業務管理体制に関する検査

京都市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱に規定

運営指導

京都市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針には、以下の基本方針が示されている。

≪ 1 基本方針から抜粋 ≫

- ① **法令遵守を徹底し、適正な事業の運営及び事業の透明性の確保がなされているか、**
- ② 利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか、
- ③ ②のサービス提供に対し、適正な給付がなされているか、
- ④ 適切な防災、防犯対策やリスクマネジメントが行われているか、
- ⑤ 利用者等の個人情報及安全な管理や適切な取り扱いをしているか

などの観点から、障害福祉サービス事業等を行う事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、指導監査を行う。

また、運営指導の重点事項として、以下の項目が示されている。

≪ 6 運営指導(4) 指導の重点事項から抜粋 ≫

(略)

- 業務管理体制の整備の状況
 - ・ **法令遵守責任者の役割及びその業務の状況**
 - ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定の整備等

(詳細：京都市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針)

業務管理体制に関する検査

業務管理体制の整備に係る届出を受けた市町村長は、業務管理体制の整備状況、事業者等の不正行為への組織的関与の有無等を確認する必要があると認めるときは、事業者等に対する報告の徴収、事業者等の本部、関係事業所等への立入検査等を行うことができる。

(参考：平成24年3月30日障発0330第12号「業務管理体制の整備等の施行について」)

《検査の種別》

- ① 一般検査 ・ ・ ・ 業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、計画的に実施
- ② 特別検査 ・ ・ ・ 指定事業所の指定取消相当の事案が発覚した場合に実施

(検査対象の選定)

(1) 一般検査

全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象として計画的に検査を実施することとし、原則として「障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」に基づき実施する実地指導の対象を、一般検査の対象とする。

(2) 特別検査

「障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」に基づき実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する監査において、指定取消処分相当の事案が発覚した場合、当該指定障害福祉サービス事業者等を検査対象とする。

(参考：京都市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱 第3条)

検査後の措置

勧告、命令

検査の結果、業務管理体制を整備していないと認められた場合には、障害者総合支援法第51条の4及び第51条の33の規定により勧告、命令等の措置を機動的に行う。

(1) 勧告

期限を定めて、文書により当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。その勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(参考：京都市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱第6条)

特別検査と連座制

連座制

一事業所等の指定取消処分が、その事業者等の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組み。

(参考：平成24年3月30日障障発0330第12号)

指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 事業所において指定取消処分相当の事案が発生し、実施される特別検査において、不正行為に対する指定事業者の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなる。
(組織的関与とは、事業者の役員等からのメール、電話等による指示などに基づくもの。)
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当する。

(参考：平成24年3月30日障障発0330第12号第2の4／障害者総合支援法第36条第3項第6号、7号)

検査の実施方針の概要

検査の実施における基本的考え方の概要

障害福祉サービス事業者の検査について、本市では、以下の対応を行う。

1. 業務管理体制は、障害福祉サービス事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としており、「指定事業所等」の指定等取消事案等となり得るような不正行為の未然防止のため、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の問題点について検証し、障害福祉サービス事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けを行う。
2. 事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、障害福祉サービス事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認する。
3. 障害福祉サービス事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、的確な検証を行う。

（参考：平成27年3月13日障発0313第2号及び平成24年3月30日障発0330第32号）

検査の実施方針の概要

検査の基本原則の概要

□ サービス利用者、国民視点の原則

- ◆ 検査等の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の実態を検証する。

□ 補強性の原則

- ◆ 検査等は、障害福祉サービス事業者自身の内部管理を前提としている。適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで障害福祉サービス事業者自身にあり、本市は、これを検証する立場にある。検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、障害福祉サービス事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

□ 効率性の原則

- ◆ 検査等は、障害福祉サービス事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施し、内部監査、監査役等の監査機能について、可能な限りその活用に努める。
- ◆ 障害福祉サービス事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努める。

□ 実効性の原則

- ◆ 検査等は、障害福祉サービス事業者の業務の健全性及び適正性の確保につながるよう実施する。

□ プロセス・チェックの原則

- ◆ 障害福祉サービス事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証を行う。

(注) プロセスチェックとは、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているかを確認することをいう。

(参考：平成27年3月13日障発0313第2号及び平成24年3月30日障発0330第32号)

業務管理体制の整備

趣旨

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、事業者等に対し、業務管理体制の整備を義務付けるもの。（障害福祉サービス事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理が前提）

法令遵守責任者

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定していること。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。

（参考：平成24年3月30日障発0330第12号「業務管理体制の整備等の施行について」）

（参考：平成27年3月13日障発0313第2号）



法令遵守により、不正行為の未然防止、指定障害福祉サービス事業者等の健全かつ適正な運営の確保